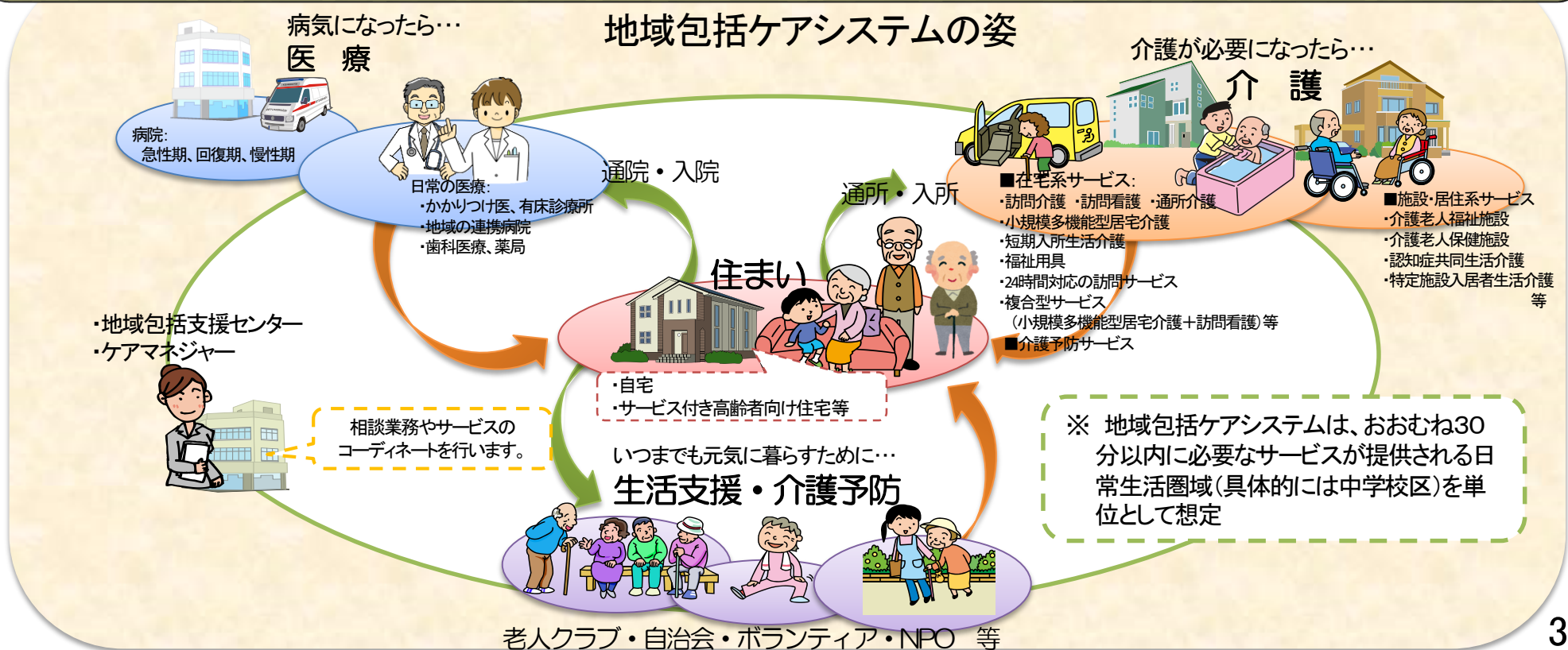


厚生労働省

地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**



地域支援事業の概要

平成30年度予算 公費3,975億円、国費1,988億円

○ 地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組、配食・見守り等の生活支援体制の整備、在宅生活を支える医療と介護の連携及び認知症の方への支援の仕組み等を一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていく体制を構築するため、市町村において「地域支援事業」を実施。

○地域支援事業の事業内容 ※金額は積算上の公費（括弧書きは国費）

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業） 2,392億円（1,196億円）

① 介護予防・生活支援サービス事業

- ア 訪問型サービス
- イ 通所型サービス
- ウ その他の生活支援サービス（配食、見守り等）
- エ 介護予防ケアマネジメント

② 一般介護予防事業（旧介護予防事業を再編）

- ア 介護予防把握事業
- イ 介護予防普及啓発事業
- ウ 地域介護予防活動支援事業
- エ 一般介護予防事業評価事業
- オ 地域リハビリテーション活動支援事業（新）

(2) 包括的支援事業・任意事業

1,583億円（791億円）

① 包括的支援事業

- ア 地域包括支援センターの運営
 - い）介護予防ケアマネジメント業務
 - ii）総合相談支援業務
 - iii）権利擁護業務（虐待の防止、虐待の早期発見等）
 - iv）包括的・継続的マネジメント支援業務※支援困難事例に関するケアマネジャーへの助言、地域のケアマネジャーのネットワークづくり 等

うちイ、社会保障充実分
434億円（217億円）

- イ 社会保障の充実
 - i）認知症施策の推進
 - ii）在宅医療・介護連携の推進
 - iii）地域ケア会議の実施
 - iv）生活支援コーディネーターの配置

② 任意事業

- ・介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業 等

○地域支援事業の事業費

市町村は、政令で定める事業費の上限の範囲内で、介護保険事業計画において地域支援事業の内容、事業費を定めることとされている。

【事業費の上限】

① 介護予防・日常生活支援総合事業

- 事業移行前年度実績に市町村の75歳以上高齢者の伸びを乗じた額

② 包括的支援事業・任意事業

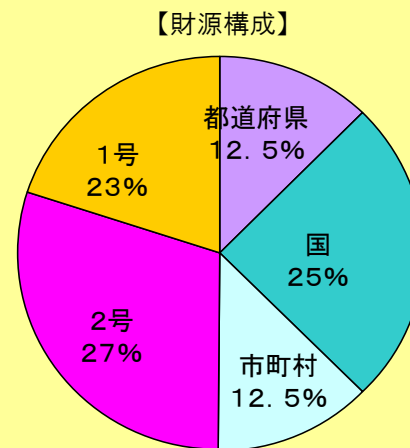
- 「26年度の介護給付費の2%」×「高齢者数の伸び率」

○地域支援事業の財源構成

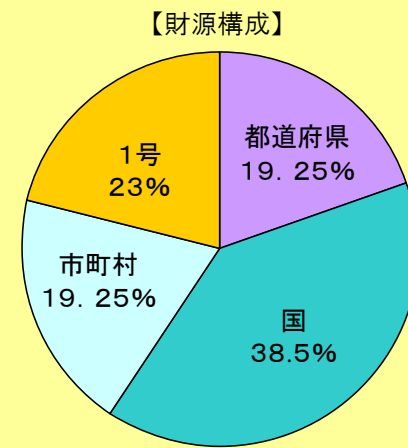
（財源構成の割合は第7期以降の割合）

介護予防・日常生活支援総合事業

包括的支援事業・任意事業



○ 費用負担割合は、居宅給付費の財源構成と同じ。



○ 費用負担割合は、第2号は負担せず、その分を公費で賄う。

（国：都道府県：市町村＝2：1³⁶：1）

生活支援・介護予防の体制整備におけるコーディネーター・協議体の役割

生活支援・介護予防の基盤整備に向けた取組

(1) 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置 ⇒多様な主体による多様な取組のコーディネート機能を担い、一体的な活動を推進。コーディネート機能は、以下のA～Cの機能があるが、当面AとBの機能を中心に充実。

| (A) 資源開発 | (B) ネットワーク構築 | (C) ニーズと取組のマッチング |
|---|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 地域に不足するサービスの創出○ サービスの担い手の養成○ 元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保 など | <ul style="list-style-type: none">○ 関係者間の情報共有○ サービス提供主体間の連携の体制づくり など | <ul style="list-style-type: none">○ 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチング など |

エリアとしては、第1層の市町村区域、第2層の中学校区域があり、平成26年度は第1層、平成29年度までの間に第2層の充実を目指す。

- ① 第1層 市町村区域で、主に資源開発（不足するサービスや担い手の創出・養成、活動する場の確保）中心
 - ② 第2層 中学校区域で、第1層の機能の下で具体的な活動を展開
- ※ コーディネート機能には、第3層として、個々の生活支援サービスの事業主体で、利用者と提供者をマッチングする機能があるが、これは本事業の対象外



(2) 協議体の設置 ⇒多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進

生活支援・介護予防サービスの多様な関係主体の参画例

NPO

民間企業

協同組合

ボランティア

社会福祉法人

等

※ コーディネーターの職種や配置場所については、一律には限定せず、地域の実情に応じて多様な主体が活用できる仕組みとなっているが、市町村や地域包括支援センターと連携しながら活動することが重要。

生活支援体制整備事業による地域づくりの事例[1]－協働の基盤づくり①－

平成28年度老人保健事業推進費等補助金「新しい包括的支援事業における生活支援コーディネーター・協議体の先行事例の調査研究事業報告書」～高齢者の活躍と暮らしを応援する地域づくりのヒント集～」より。一部厚生労働省において編集。

庁内連携体制の構築事例

竹田市(大分県) 関係部署等の連絡会議の開催

- 市の関係部署、社協、地域包括支援センター、経済活性化促進協議会が参加する連絡会議を2年前から毎月開催している。
- 会議では地域づくりに関わる事業を共有し、類似のものは協働で実施するといった調整を図り、地域づくりに向けた取り組みを推進している。
- また市高齢者福祉課、社協、地域包括支援センター、経済活性化促進協議会は同じ建物で机を並べ、日常的にコミュニケーションを取りやすい環境を作っている。

池田町(北海道) 解決したい課題を明確にしたことで連携が推進

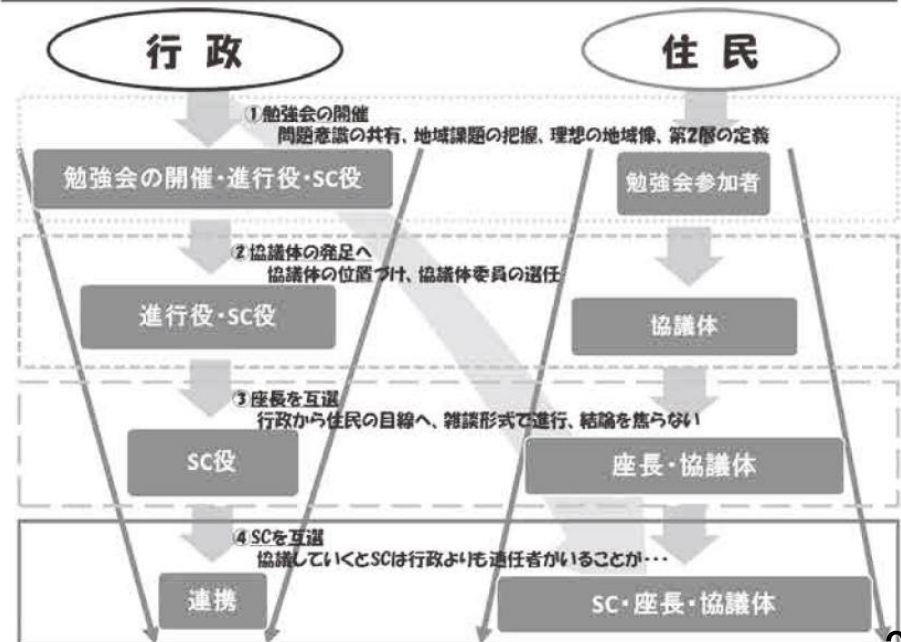
- 移動に関する課題が持ち上がった際、庁内で検討している部署があるかを確認したところ、企画課でも同様の課題について検討していることが分かった。
- そのため高齢福祉課と企画課が解決に向けて協働で検討し、地域支え合い見守りタクシー事業を創出できた。

中長期的な道筋を描いて取組を進めている事例

藤岡市(群馬県) 協議体からSCの選出を目指す

- 第2層協議体と第2層生活支援コーディネーターの活動の定着に向けて、右のように4つのステップに分けて道筋を描いている。
- この方法の利点は、行政が地域ごとのコーディネーターの役割・課題を横断的に把握できること、コーディネーターを互選する際に、今まで行政がしていたようなことをすれば良いなど、バトンを渡すときに活動のイメージが湧きやすく、何をすれば良いかわからないということがない。

第2層協議体と第2層SC ～住民へのアプローチ方法～ “藤岡方式”



生活支援体制整備事業による地域づくりの事例[2]－協働の基盤づくり②－

平成28年度老人保健事業推進費等補助金「新しい包括的支援事業における生活支援コーディネーター・協議体の先行事例の調査研究事業報告書「～高齢者の活躍と暮らしを応援する地域づくりのヒント集～」より。一部厚生労働省において編集。

住民への働きかけに関する事例

秦野市(神奈川県)

地域包括支援センターとの連携による周知

- 地域包括支援センターが毎月行っている地域課題について検討するための地域ケア会議において、民生委員、自治会の方をはじめ、多くの方達とのネットワークの構築を目指している。
- 買い物、移送、世代間交流、空き家対策、地域の拠点づくりなど、身近な心配事をテーマに、気軽に意見を出し合える機会をつくっている。

竹田市(大分県) 住民座談会「よっちはなそう会」の開催

- 地区社協が中心となり、住民が地域の課題を整理し、「自分たちが住んでいる地域がこんな地域になるといいなあ・・・」という“思い”を、地域の住民、企業、組織、団体をはじめ、市の関係部署、社協、地域包括支援センター、経済活性化促進協議会と一緒に自由に話し合う場です。

～その他の事例～ (自治体向けアンケート調査結果より)

地域の「核」となる方々への集中的アプローチ

- 地域の核となる方々にまずは十分に理解してもらう。
- その人達から地域住民に向けて自分たちの言葉で事業の推進を説明してもらい、しっかりと地域に浸透していくように進めていく。

フォーラムの参加者有志を発端にした研究会の設立

- フォーラムを開催して、住民主体の支え合いに対して周知を図り、その参加者から有志を募って体制整備事業の研究会を発足した。
- 研究会で話し合われた内容を協議体につなげようとしている。

住民の声を把握するためのグループワークの開催

- 地域で活動している人を対象に説明会 & 懇談会を開催した。
- 取り組みを広げるため先進地の活動紹介を盛り込み、住民や地域の声を把握するためグループワークを行った。

住民の集いの場へ赴いた説明

- 生活支援コーディネーターが住民の集いの場に出て行き、説明の機会を作っている。
- また住民にカフェなどに集ってもらい、説明をしている。

生活支援体制整備事業による地域づくりの事例[3]－協働の基盤づくり③－

平成28年度老人保健事業推進費等補助金「新しい包括的支援事業における生活支援コーディネーター・協議体の先行事例の調査研究事業報告書「～高齢者の活躍と暮らしを応援する地域づくりのヒント集～」より。一部厚生労働省において編集。

協議体に関する事例

池田町(北海道)

地域にある話し合いを協議体として位置づけ

- 協議体は、新たに各団体の代表を集める形よりも、すでに開かれている事業者や住民の話し合い(地域ケア会議、連合会、町内会、老人クラブ単位の会合)を協議体とみなす方が良いと判断した。

竹田市(大分県)

住民の自発的な運営を目指すため、自薦を促す取組を実施

- 協議体のメンバーの検討に当たっては、住民の自発的な運営を目指すため、自薦を促すことを考えた。
- そのため、まずはフォーラムに参加した住民の話し合いの場を設けるなどの準備を進めている。

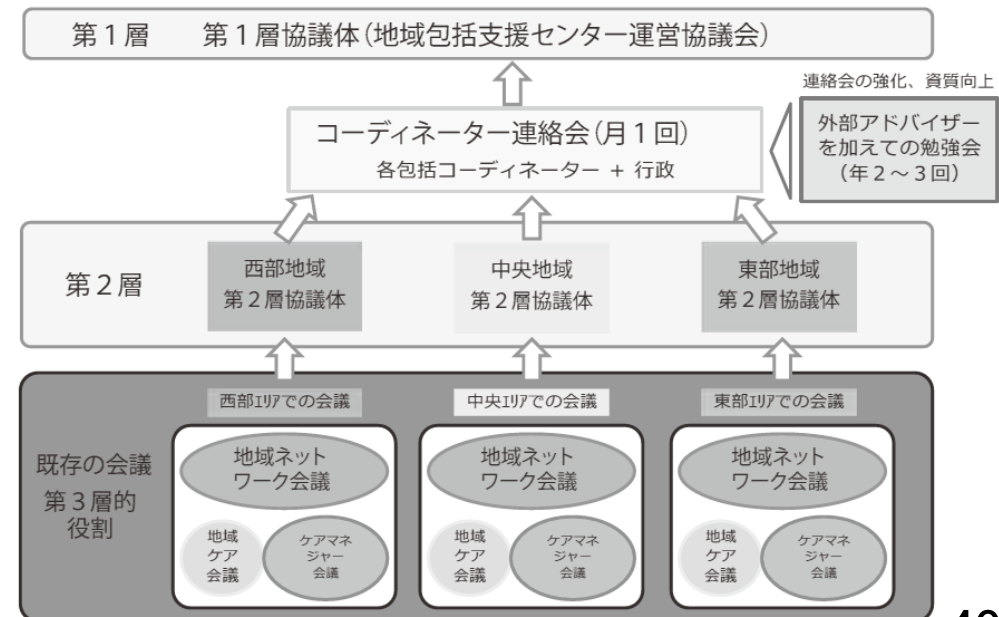
多賀城市(宮城県) 広域的支援の実施(連絡会と中間支援団体)

○ コーディネーター連絡会議

他のエリアのコーディネーターとともに定期的に情報交換・情報共有する場をつくり、他エリアの先行事例を取り入れたり、互いに補完し合ったりすることで、市全体の地域づくりに活かせるよう取り組むことを目的に月1回開催している。

○ 外部アドバイザーの活用

コーディネーターの悩みを解消するため、宮城県社会福祉協議会が実施している「生活支援アドバイザー派遣事業」を活用し、外部アドバイザーを加えての勉強会を年2～3回開催している。アドバイザーからは、第2層協議体の進め方に対する助言や、参考事例などの情報提供を受けている。



平成28年度老人保健事業推進費等補助金「新しい包括的支援事業における生活支援コーディネーター・協議体の先行事例の調査研究事業報告書「～高齢者の活躍と暮らしを応援する地域づくりのヒント集～」より。一部厚生労働省において編集。

生活支援コーディネーターの選出や連携に関する事例

藤岡市(群馬県) 協議体からSCの選出を目指す

- 協議体で地域づくりについて話し合うことで、メンバー間に当事者意識や仲間意識が芽生え、その中から生活支援コーディネーターの役割を担う人が自然発生的に出てくることを期待している。
- それによって他の協議体メンバーもコーディネーター依存体質にならずに、みんなでバックアップしていく結束が生まれると考えている。サロン開催のための住民会議に、生活支援コーディネーター以外の方も応援に来て、他地区の取り組みを紹介したり、参加募集の声かけに回っていた。

多賀城市(宮城県) 市町村職員と生活支援コーディネーターの連携

- 第2層協議体の会議を行う前は、市職員と生活支援コーディネーターが議題や進め方について事前に打合せを行い、取り組みの課題や方針について認識のすり合わせを行っています。
- 会議には市職員が同席し、参加者の議論を見守っていますが、市への要望や苦情が出た場合は市職員が受け止めて対応しています。そういった部分を生活支援コーディネーターに任せきりにせず、市としてきちんと関わることを大切にしています。

平成28年度老人保健事業推進費等補助金「新しい包括的支援事業における生活支援コーディネーター・協議体の先行事例の調査研究事業報告書「～高齢者の活躍と暮らしを応援する地域づくりのヒント集～」より。一部厚生労働省において編集。

地域資源の把握に関する事例

立川市(東京都) 挨拶回りから相談される立場へ

- コーディネーターといっても住民から見れば「何する人ぞ」という感じなので、最初の1年は挨拶回りから始まり、誘われれば断らないという姿勢で、お祭りを含めていろいろな場所に足しげく通う。
- 顔を出し続けてかわいがってもらい、ようやく相談を持ちかけてもらえる。

武蔵野市(東京都) 市報や住民との対話等による活動拠点の発見

- 市として市報やケーブルTV、チラシを活用して「サロンの開催に活用できる場所を探しています」というPRを行ったところ、学習塾やアパートの空き室などが候補として挙がってきた。
中には生活支援コーディネーターから持ち主に話をして許可を得た例もある。
- また住民と話す中で、スーパーの休憩スペース、集合住宅の集会室、福祉施設の交流スペースなどのアイデアが出てきた。このように、地域住民の声かけやアイデアで様々な情報があることが分かった。

調布市(東京都) 地域包括支援センターへのヒアリングを通じた資源の整理

- 第1層生活支援コーディネーターが全ての地域包括支援センターにヒアリングを行い、地域資源の調査を行った。対応した包括からも「課題の整理や資源の把握状況を見直す機会になった」「包括は介護分野には強いが他分野の資源に気づくことができた」という声が挙がった。
- また「あの地域にはこういう公共施設、市民活動団体がある」「この地域では町内会が活動しているが、別の地域では回覧板も回っていないかったりする」など地域ごとの違いを整理することができた。

(地域包括支援センターごとの資源と課題のリストアップ例)

| 地域包括支援センター ゆうあい | | 担当地区：国領町1～6丁目、8丁目1・4番地、 菊野台2・3丁目 | |
|---------------------------------------|--|--|--|
| 地域組織 | 自治会等 9団体 地区会 4団体 | 医療・保健・福祉関連 機関・団体 | 公共施設 |
| ひだまりサロン・ボランティア・ NPO・当事者活動等 | ひだまりサロン 9団体 当事者活動等 11団体 | 特養 6箇所 通所介護 6箇所 地域密着型認知症介護 1箇所 有料老人ホーム 1箇所 サービス付高齢者住宅 1箇所 居宅 4箇所(市外含む) 保育園 1箇所 子ども家庭支援センター 1箇所 知的障害者ケアホーム 1箇所 医療機関 26箇所 福祉公社 1箇所 | 市民プラザあくろす 1箇所 ふれあいの家 5箇所 分館 1箇所 小学校 2箇所 中学校 1箇所 保育園 1箇所 学童クラブ 2箇所 児童館 1箇所 市民スポーツ施設 1箇所 |
| 地域の特性 | 地域に密着した商店の見守りがある。 ふれあいの家が多いが地域福祉センターがエリア内にない。 自治会で見守りを行っているところが増えた。 電球の交換などを自治会で行っているところがある。 住民参加型事業の協力会員が地域で活躍している。 | | |
| | | | 生活関連産業 |
| | | | 配食サービス事業所 4団体 宅配(配達) 1箇所 無人野菜販売 1箇所 風力車 1箇所 スポーツクラブ 2箇所 ちよこっとさん 1箇所 恒人園(見守り) 3箇所 店の休憩スペース(交流の場) 1箇所 |

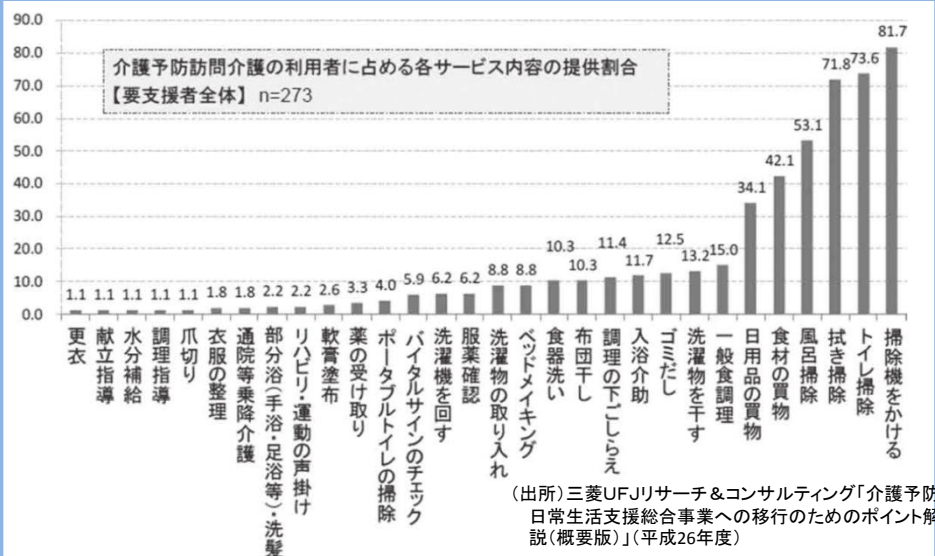
平成28年度老人保健事業推進費等補助金「新しい包括的支援事業における生活支援コーディネーター・協議体の先行事例の調査研究事業報告書「～高齢者の活躍と暮らしを応援する地域づくりのヒント集～」より。一部厚生労働省において編集。

地域課題の抽出に関する事例

竹田市(大分県) 地域ケア会議を通じた課題抽出

- 専門職がAさんのケアについて検討する個別ケア会議と、Aさんを地域で支える方法を検討するケース会議の2種類の会議を開催している。
- 個別ケア会議には、第1層生活支援コーディネーターが参加し、Aさんを地域資源につなげるための検討を行っている。一方、ケース会議では地域の関係者と生活圏域に関する情報を共有している。

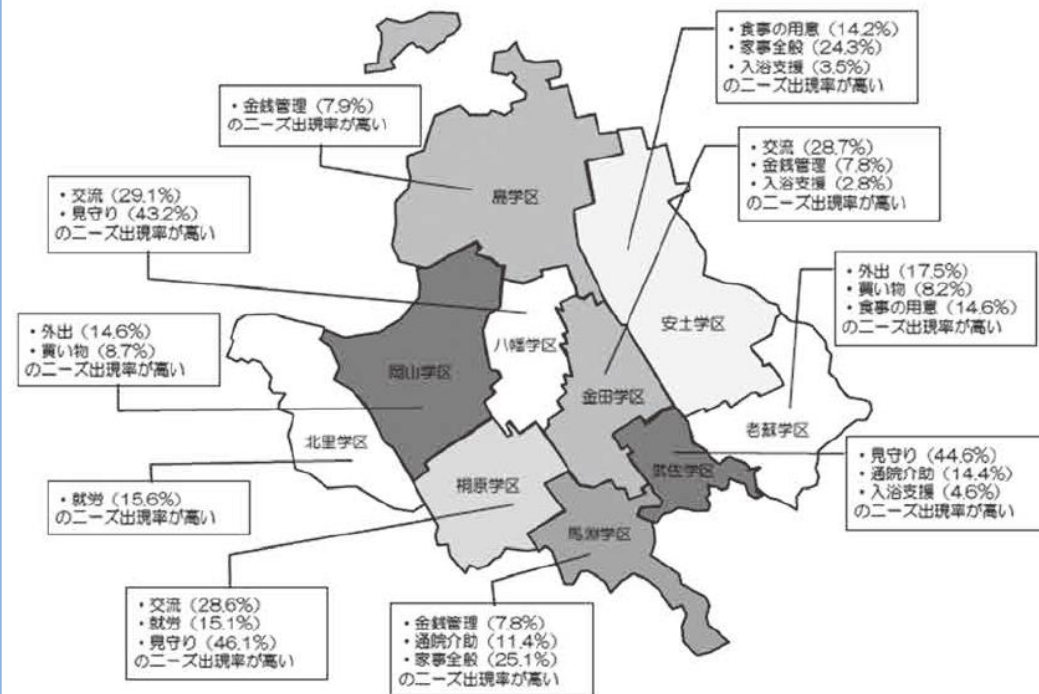
大和高田市(奈良県) ケアプラン分析を通じた抽出



近江八幡市(滋賀県) 日常生活圏域ニーズ調査の分析

- 地域が必要とする活動・サービスの開発をうながすため、日常生活圏域ニーズ調査結果を活用して小学校区別の生活ニーズや生活ニーズごとの推計人数を分析し、第6期介護保険事業計画で示している。

(小学校区別の生活ニーズ)



平成28年度老人保健事業推進費等補助金「新しい包括的支援事業における生活支援コーディネーター・協議体の先行事例の調査研究事業報告書「～高齢者の活躍と暮らしを応援する地域づくりのヒント集～」より。一部厚生労働省において編集。

多様な参加のきっかけづくりに関する事例

函館市(北海道) 学びから入るきっかけづくり

- ボランティアセンターや在宅福祉委員会などの活動を活かしたいが後継者確保に困っている。
- そこで一般市民を対象に「くらしのサポーター養成研修」(5日間の課程)を開催した。その際、第1層協議体のメンバーが研修プログラムのアイデアを出し合ったり、交代で講師を務めたりした。
- 研修参加者の情報は社会福祉協議会が把握しており、地域ケア会議や第2層協議体などへの参加を呼びかけていく。

立川市(東京都) 最初の一步の後押し・仲間づくりの支援

- 全世帯に年4回配っている情報誌で、一人暮らしの女性の会の活動や、地域のつながりを作る活動を紹介しており、それを読んだ住民が「自分もやってみたい」と触発されることを期待している。読者が生活支援コーディネーターに連絡してきて、何ができるか一緒に考えるといったつながりを作っていきたい。
- また市民の中には、自分たちで仲良くやろうと活動を始められる人がいる一方で、市や社協などが用意する場にも、お客様として一人で参加する人も多い。
最初はそういう場を利用して集う中で仲間を見つけて、自主グループが生まれるように支援している。

立川市(東京都) 「一緒に食べる」というちょっとしたお手伝いとしての声かけ

(寿限無 & 子ども食堂の様子)

- 社協が子どもの貧困を支援する取り組みを始め、夏休みに一緒に食事をする活動を行っている。
- 高齢者に対して「歩いて行ける場所で、足元がおぼつかなくてもいいから、子ども達と一緒に食べるだけでいいから、それがすごくありがたい」という誘い出しをして、彼らの活躍の機会にもなっている。
- またシニア男性向け料理教室のメンバーに子どもたちの状況を話したところ、普段は自分たちの健康と楽しみのために活動しているが、夏休みは子ども達のために何かやりたいといった話も出ている。



平成28年度老人保健事業推進費等補助金「新しい包括的支援事業における生活支援コーディネーター・協議体の先行事例の調査研究事業報告書「～高齢者の活躍と暮らしを応援する地域づくりのヒント集～」より。一部厚生労働省において編集。

今ある活動やサービスの強化に関する事例

アンケート調査回答自治体 取組の意義を評価・周知する機会を通じた活動支援

- 独居高齢女性から「夫が亡くなり一人になり寂しい。近所の同じような思いをしている人たちと集いたい」と相談を受け、地区内に集会所がなく、本人の「自宅を使っても良い」との意向もあったことから、自宅開放サロンを立ち上げるサポートを行った。
- 月1回、個人宅を開放してのお茶飲み会が開かれている。コーディネーターとして、本人の意思に沿った形をともに考え、参加者の想いを共有する時間を設けたり、「社協だより」で活動を紹介するなど、取り組みの意義を評価・周知する機会を作ったりすることを意識して関わりを持っている。

※ 生活支援コーディネーター向けアンケート調査結果より

～生活支援体制整備事業を通じて強化された活動・サービスの事例～ （生活支援コーディネーター向けアンケート調査結果より）

「お茶しませんか」(カフェ活動)

7年目を迎えた地域交流がねらいのカフェ活動にコーディネーターが関わり、活動の課題は何かを運営者とともに考えたところ、欠席者宅を訪問する企画を考え始めた。

地域サロンからノルディック講習会へ

地域サロンの活動相談で出た「高台移転をすると高齢者の外出が減るのでは」という意見を踏まえ、コーディネーターが共通の課題を抱える他地区にも呼びかけ、住民主体のノルディック講習会の開催にいたった。

ボランティア団体のサロン

事業開始前から実施していたボランティア団体によるサロンは、以前は月1回だったが、事業を開始してから回数が増えて、現在は月2回開催している。

お助けネット事業

一部の自治振興区が地域のニーズを拾い、住民の特技を生かした支援活動(家の手入れ等)を展開している。その取り組みをコーディネーターが広報することで他の地区が知り、新たに3地区で始まった。

平成28年度老人保健事業推進費等補助金「新しい包括的支援事業における生活支援コーディネーター・協議体の先行事例の調査研究事業報告書「～高齢者の活躍と暮らしを応援する地域づくりのヒント集～」より。一部厚生労働省において編集。

新たな活動やサービスの開発に関する事例<1>

調布市(東京都)

静かな熱意を引き出してコミュニティカフェの立ち上げへ

○ 取り組みのきっかけ
有償ボランティアに長年取り組んできた、控えめなタイプの人が「地域に何かしたい」という思いを持っていた。生活支援コーディネーターはその思いを大事にしたいと感じ、またサロンの少ない地域だったこともあり、その人の思いと地域のニーズをつないでコミュニティカフェの立ち上げをうながした。

○ コーディネーターの伴走
アクティブなリーダーではなく「どちらかというと裏方がいい」という人も思いがあれば実現できるよう、コーディネーターは社会福祉士としてのスキルをかしているんな働きかけを行い、ノウハウを少しずつ伝えながら立ち上げる人や周りの担い手を応援している。

○ 試しながら準備を進める
立ち上げる人が参加者への対応に慣れるため、他のカフェでボランティアとして接客してみることを提案して1年ほど実践した。認知症の方や家族とどうい話をしたら良いかなど経験を積んだ上で、カフェを開く決心をした。

○ 活動の様子
包括が連携して声かけしたことや駅に近い場所ということもあり、要支援の方も複数の地域から電車で訪れている。食事や口腔体操、お話の会など、介護予防にもつながる内容を取り入れており、参加者は楽しみにしていて毎回参加している。

新潟市(新潟県)

協力的な人から口説く。
とにかくやってみる。

- ある自治会長が「まずはうちでやってみる」と実践し、その取り組みを共有することで真似する地域も出てくる。
- 「地域の茶の間」(通いの場)をとにかくやってみようと、誰でも来られる集いの場を作ったところ、協議体メンバーがボランティアとして来てくれたり、地域の人を訪れたり、自然にボランティアが増えていった。また隣の地域でも「自分たちもこういうのをやりたい」という話が出てきた。

藤岡市(群馬県)

立ち上げ経験を共有する

- ある協議体では、筋トレ教室以外で顔の見える関係を作ることから始めようという話になったことから、地域サロンの立ち上げ経験のある人を協議体の会議に呼んで、立ち上げのプロセスや苦労、ノウハウなどを話してもらい意見交換を行った。
- 経験談を聞いた協議体やコーディネーターは、サロン開設を細かく増やすため、その地域の有力な方を見つけて、サロンの立ち上げに関わっていただき開設を行った。

平成28年度老人保健事業推進費等補助金「新しい包括的支援事業における生活支援コーディネーター・協議体の先行事例の調査研究事業報告書「～高齢者の活躍と暮らしを応援する地域づくりのヒント集～」より。一部厚生労働省において編集。

新たな活動やサービスの開発に関する事例<2>

～生活支援体制整備事業を通じて開発された活動・サービスの事例～（生活支援コーディネーター向けアンケート調査結果より）

らいふサポーター派遣事業

日常生活において15分程度のちょっとした困りごとを抱えている一人暮らし高齢者に対しサポーターを派遣し支援する。

ミニマルシェ

スーパーが閉店し買い物に不便をきたしている地域の方の買物支援のため、サロンや歌おう会など人が集まる場で、シルバー人材センターや地元企業の数店舗に協力してもらい、ミニ市場を開催している。

児童センターとのタイアップ企画

高齢者と児童センターを利用する子ども達と防災マップなどを作成して世代間交流を行う。また児童センターで行っている子ども食堂のボランティアとして高齢者が活躍できる場を広げていく。

買い物支援の移送サービス

介護事業所の協力のもと、スーパーと自宅の往復を試行的に実施している。送迎は事業所が社会貢献活動として運転手付きで協力、買物支援を必要とする高齢者の情報は担当民生委員がリスト化し、乗降や買物、休憩スペースでのおしゃべりをサポートするボランティアなど、多くの方がそれぞれできることで協力合っている。

お互いさまサロン

民間企業、自治会、老人保健施設、特養と連携して無料で活動場所を貸してもらい、歩いて通える介護予防サロンを展開している。

公園を活用した居場所づくり

高齢者がまちづくりに参加するきっかけづくり、花の管理を通じた介護予防や居場所づくりを目的に、使われていない公園の在り方を見直し、自治会や地域住民と連携して花いっぱい活動を展開している。

街中ひと休みイスプロジェクト

市民活動として街なかに「ひと休みイス」を置くことで外出支援になると考えて、まず1ヶ所の地域包括支援センターが地域でプロジェクトを実施し始めた。

地区ボランティアセンター

地区まちづくり推進委員会と同地区社協が協賛し、高齢者の日常生活の困りごとを支援する活動を立ち上げた。活動内容は事前のアンケート調査により困りごとの上位4番目までの話し相手、草取り、部屋清掃、ゴミ出しで、地区内でボランティアを募集して活動を行っている。

生活支援コーディネーター・協議体及び市町村が取り組む地域づくりのポイント①

※ 研究事業において、実施状況に関するヒアリングやアンケート調査等を通じて、各取組に関するポイントを整理したもの。

STEP1：地域で協働する基盤づくり

1-1 生活支援体制の設計

Point ✓ 行政、生活支援コーディネーター等、地域づくりの推進役となるメンバーで、地域における生活支援コーディネーターや協議体のあり方、地域づくりの道筋に関して叩き台をもとに議論を重ね、地域の関係主体と意識の統一を行っておく。

1-2 住民への働きかけ

Point ✓ 住民に対し、座談会の開催、タウン誌による広報など、様々な方法により地域づくりの狙いを理解してもらう。
✓ 行政は、生活支援コーディネーター等、地域の主体が、住民へ働きかけを行いやすいように支援を行う。

1-3 協議体の立ち上げ

Point ✓ 地域づくりのために、強く協議体に関わって欲しい人物には、個別に働きかけを行う。
✓ 協議体の立ち上げ時は、異なる考え方をを持ったメンバーとの関係構築や地域づくりの狙いの共有を図る。

1-4 協議体の運営

Point ✓ 協働の場は、異なる考え方が集まる場であり、地域の活動は、地域の様々に異なった考えから生まれる。
✓ そのため、協働の場は、試行錯誤の繰り返しだが、経験の共有や取組の振り返りを通じて、協働の実感に結びつく。

STEP2：地域資源の把握、地域課題の抽出

2-1 地域資源の把握

Point ✓ 資源の価値は、見る人や場面によって異なることから、多様な関係者の多様な視点で見つめ直す。
✓ 「高齢者が参加する活動」、「高齢者が利用するサービス」、「実施主体」、「場・拠点」等の観点に分類し、地域の資源を整理して把握する。

2-2 地域課題の抽出

Point ✓ 地域の課題は、一人ひとりの生活の課題の積み重ねである。そのため、個別支援に関わっているケアマネジャー等専門職や、住民、行政等が把握する情報の集約から始める。
✓ 行政は、地域ケア会議等の取組強化を推進し、地域の課題等の抽出機能を強化する。

STEP2 : 地域資源の把握、地域課題の抽出

2-3 課題の構造化

- Point** ✓ 個別事例の検討を通じた地域の共通課題の抽出や、KJ法等を用いた課題の整理を行った上で、各課題について緊急度、発生地域等で構造化を行う。
- ✓ 課題を構造化することで、協議体や地域の関係者が、地域の課題を「自分ごと」として捉えやすくなり、対応策の検討(次項)が進みやすくなる。

2-4 資源の充実に向けた方針の検討

- Point** ✓ 対応出来ていない課題や、未活用の資源があることを協議体のメンバー間で共通認識を持ち、資源を作り出すアイデアは、一人の発想に頼るのではなく、多様な人の発想の組み合わせで膨らませる。
- ✓ 地域だけでは対応が難しい、行政の対応が必要なものについては、市町村全域をカバーする生活支援コーディネーターや協議体、行政庁内担当部局へ引き継ぐ。

STEP3 : 地域資源の充実

3-1 多様な参加のきっかけづくり

- Point** ✓ 地域の活動に興味があっても、参加まで踏み出せないでいる高齢者に対しては、学習会やちょっとした手伝い等の参加のきっかけを用意する。
- ✓ 活動の仲間づくりの観点から支援を行うことで、活動の継続や活発化へのモチベーションが高まる。

3-2 今ある活動やサービスの強化

- Point** ✓ 今ある活動等を地域で知ってもらうために、生活支援コーディネーターや協議体、行政がPRを行う。
- ✓ 意見交換会など、活動の担い手同士が学び合う機会を設けることや、団体・企業同士のマッチングによる協働の推進が地域の基盤強化に繋がる。

3-3 新たな活動やサービスの開発

- Point** ✓ 地域活動に関心のある人物と地域のニーズのコーディネートを行うとともに、その人の新たな活動が継続するよう支援することで新たな活動が生まれる。
- ✓ 行政が考えたものの押しつけではなく、地域の関係者が「出来ること」、「やってみたいこと」から始める。

■ 小規模多機能支援拠点（地域福祉の拠点）「あったかふれあいセンター」の整備

現 状

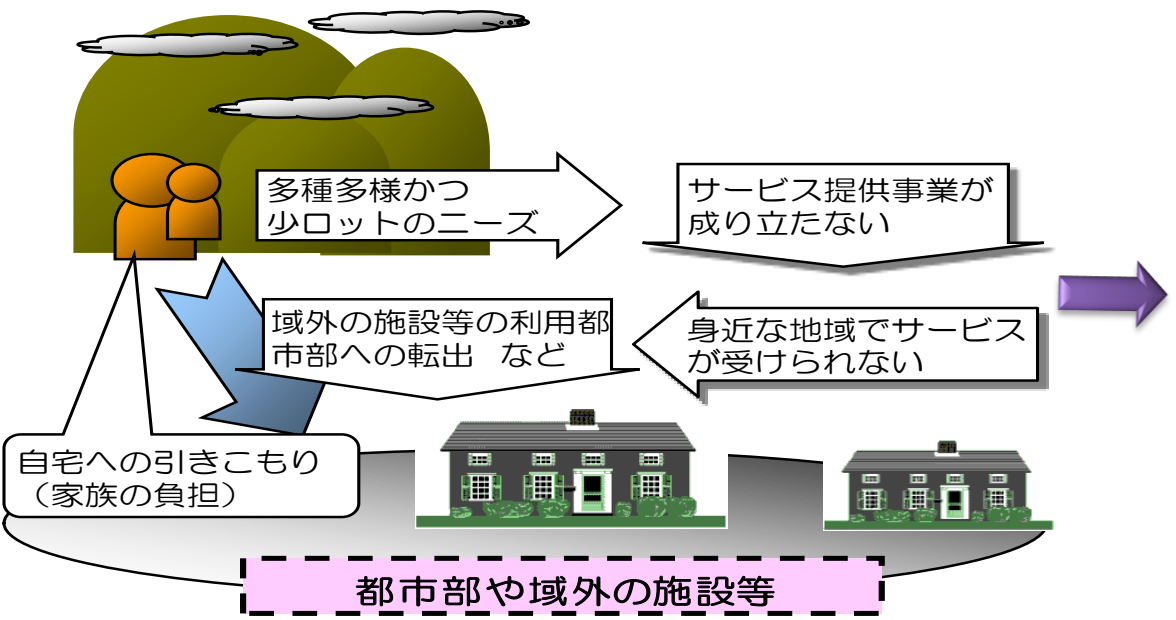
- 全国に比べ、人口減少は15年、高齢化は10年早く進行
→ 地域の支え合いの力の急速な弱体化
- 人口減少や高齢化が進む中、単身や高齢者世帯が増加
→ 日常生活における新たな課題への対応

課 題

- 中山間地域では、多様なニーズがありながらも、現在の縦割りで全国一律の基準の制度サービスでは、利用者が少ないことから、民間参入が進まない。
→ 小規模ながらも1箇所で、多様なサービスを提供できる仕組みの構築が必要

必要となる対策

- 地域のニーズに効率的・効果的にサービス提供が可能な拠点の整備
- 高齢・障害等を問わない、制度横断的な支援拠点の確保
- フォーマルなサービスでは担えない「制度の隙間」的ニーズに応える施策の充実・強化



「あったかふれあいセンター」

子どもから高齢者まで、年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが気軽に集い、必要なサービスを受けることができる拠点。
 （既存の福祉制度の枠組みを超えて、1ヶ所で必要なサービスを提供することが可能）

「あったかふれあいセンター」の機能と実施について

小規模多機能支援拠点（地域福祉の拠点） あったかふれあいセンター

◆基本機能

①集い+α 概ね週5日実施
(預かる・働く・送る・交わる・学ぶ・等)

日中の居場所・見守りの場

●高齢者

- ・元気な高齢者や介護認定者の居場所
- ・介護サービスの補完
- ・生活に不安のある方や、閉じこもりがちな方の居場所

●障害者

- ・日中の居場所・社会参加や就労支援の場

●子ども

- ・学童保育を利用していない小学生の居場所
- ・放課後、長期休暇中の居場所

●その他

- ・引きこもりがちな若者の居場所
- ・乳幼児を連れた母親の居場所

②訪問・相談・つなぎ
概ね週2日実施

地域福祉ネットワーク
の構築

- ・住民参加による地域での見守り・早期発見、つなぎのネットワーク
- ・住民からの相談対応
- ・緊急時の対応の仕組みづくり など

③生活支援
ニーズに合わせて適宜実施

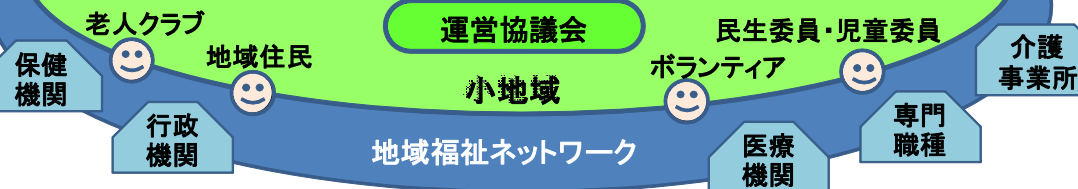
新たな支え合いの仕組みづくり

- ・生活支援サービスや支えあいの仕組みづくりとコーディネート
- ・地域活動(介護予防やサロン活動等)のサポート
- ・ボランティアの人材育成 など

◆拡充機能

移動手段の確保・配食・泊り・介護予防・認知症カフェ

地域のニーズに応じて機能を拡充



【補助事業スキーム】

補助先:市町村

実施方法:市町村が設置し、社会福祉法人、NPO法人、民間企業等に委託

補助率:1/2

【活動内容】

地域福祉の拠点として、自ら地域ニーズの把握や課題に対応した支援を行うほか、住民主体での要配慮者の見守りや生活課題に対応した支え合いなどの地域福祉活動のバックアップや充実に向けた取組を行う。

利用状況等を勘案し、県と協議のうえ、コーディネーターの兼務の人役や、スタッフの増減が可能

【実施体制】

①人員配置 《基本形》3名

- ・コーディネーター 1名
- ・スタッフ 2名

②拠点での活動のほか、地域の状況に応じ、サテライトを設置して取組を実施

③あったかふれあいセンターの運営について協議する会を開催

農林水産省

都市農地の貸借の円滑化に関する法律案の概要

平成30年5月
農林水産省

I 趣旨

都市農地の有効な活用を図り、もって都市農業の健全な発展に寄与するとともに、都市農業の有する機能の発揮を通じて都市住民の生活の向上に資するよう、都市農地の貸借の円滑化のための措置を講ずる。

II 法律案の概要

(1) 自らの耕作の事業の用に供するための都市農地の貸借の円滑化

① 事業計画の認定

(第4条)

ア 生産緑地地区の区域内の農地（以下「都市農地」という。）について賃借権又は使用貸借による権利（以下「賃借権等」という。）の設定を受けようとする者は、当該賃借権等の設定に係る都市農地において行う耕作の事業に関する計画（以下「事業計画」という。）を作成し、市町村長の認定を申請することができる。

イ 市町村長は、アの申請があつた場合、その申請に係る賃借権等の設定を受けようとする者が、都市農業の有する機能の発揮に特に資するものとして農林水産省令で定める基準に適合する方法によりその申請に係る都市農地において耕作を行うと認められること等の要件に該当するときは、農業委員会の決定を経て、認定をするものとする。

② 認定の取消し等

(第7条)

ア 市町村長は、認定を受けた者が、事業計画に従つて耕作の事業を行つていない等の場合には、催告することができる。

イ 市町村長は、アの催告を受けた者が当該催告に従わなかつた等の場合には、その認定を取り消すことができる。

(2) 農地法（昭和27年法律第229号）の特例

(第8条)

認定に係る都市農地の賃貸借については、農地法第3条第1項（農地の権利移動の制限）、第17条（法定更新）等の規定は、適用しないものとする。

(3) その他

(第10条～第12条)

都市農地を市民農園の開設に必要な特定都市農地貸付けの用に供するため、当該都市農地の所有者及び市町村と協定を締結している者は、当該都市農地の所有者から都市農地を直接借り受けることができるものとする。

III 施行期日

公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日
(附則第1条)

制度創設の背景及び趣旨

課題

農業従事者の減少・高齢化が進む中、都市における限られた貴重な資源である都市農地（生産緑地地区※の区域内の農地）については、農地所有者以外の者であっても、意欲ある都市農業者等によって有効に活用されることが重要であり、そのための賃借が円滑に行われる仕組みが必要。

本法律案の目的

都市農地の賃借の円滑化のための措置を講ずることにより、都市農地の有効な活用を図り、都市農業の有する機能の発揮を通じて都市住民の生活の向上に資する

- ※ 生産緑地地区
- ・ 原則30年間の開発行為の規制
 - ・ 30年経過後の10年ごとの延長制度（特定生産緑地）

具体的なスキーム

現状

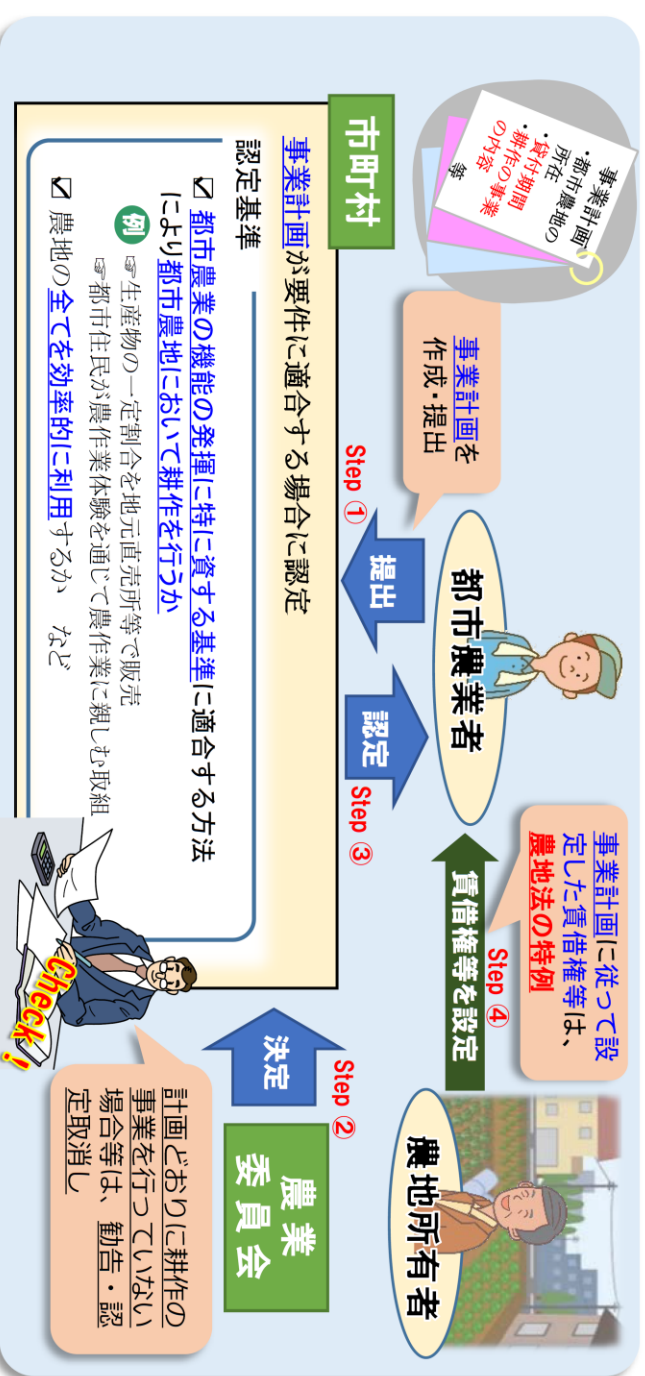
都市住民に新鮮な農産物をもっと届けたいけど、所有者がなかなか農地を貸してくれない

都市農業者

期間の定めのある農地の賃貸借については、都道府県知事の許可※を受けた上で、期間満了の1年前から6月前までの間に当事者が更新しない旨の通知をしない限り、従前と同一の条件で更に賃貸借をしたものとみなされる（賃借契約が更新される（農地法第17条））。

※ 都道府県知事は、賃借人の信義則違反等、限られた場合でなければ、許可をしない。（農地法第18条）

都市農地の賃借の円滑化のため、以下の措置を講ずる。（第4条）



農地法の特例

（第8条）

法定更新（農地法第17条）が適用されない

事業計画に基づき都市農地の活用終了後（賃貸借の期間終了後）には、都市農地が所有者に返還される。

平成30年度税制改正の大綱（抄）

平成29年12月22日
閣議決定

二 資産課税

5 租税特別措置等

(国 税)

〔延長・拡充等〕

〈相続税・贈与税〉

(1) 農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、次の見直しを行う。

① 相続税の納税猶予

イ 次に掲げる貸付けがされた生産緑地についても納税猶予を適用する。

(イ) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律（仮称）に規定する認定事業計画（仮称）に基づく貸付け

(ロ) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に規定する特定都市農地貸付け（仮称）の用に供されるための貸付け

(ハ) 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（以下「特定農地貸付法」という。）の規定により地方公共団体又は農業協同組合が行う特定農地貸付けの用に供されるための貸付け

(ニ) 特定農地貸付法の規定により地方公共団体及び農業協同組合以外の者が行う特定農地貸付け（その者が所有する農地で行うものであって、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に規定する協定に準じた貸付協定を締結しているものに限る。）の用に供されるための貸付け

ロ 三大都市圏の特定市以外の地域内の生産緑地について、営農継続要件を終身（現行：20年）とする。

ハ・ニ (略)

ホ その他所要の措置を講ずる。

② (略)

(注) 上記①イ及びロの改正は、都市農地の貸借の円滑化に関する法律の施行の日以後に相続又は遺贈により取得する農地等に係る相続税について適用する。

なお、同日前に相続又は遺贈により取得した農地等について相続税の納税猶予の適用を受けている者については、選択により、上記①イの適用ができることとし、その場合には、上記①ロも適用する。

經濟産業省

地域・まちなか商業活性化支援事業

平成30年度予算額 **16.3億円**（17.8億円）

(1) 地域経済産業グループ 中心市街地活性化室
03-3501-3754
(2)~(3) 中小企業庁 商業課
03-3501-1929

事業の内容

事業目的・概要

- 中長期的に、更なる人口減少、少子・高齢化の進展が叫ばれている中、地域における中心市街地等のまちなか、商店街機能の活性化・維持を図ることが、地域経済活性化のために不可欠です。
- 本事業では、(1) コンパクトシティ化に取り組む意欲ある地域における、波及効果の高い民間プロジェクト等（複合商業施設等の整備）、(2) 商店街が実施する役割・規模・ステージに合った全国モデル型の新しい取組を支援します。
- また、(3) 全国商店街振興組合連合会が実施する経営改善や教育、情報提供事業に要する費用を補助します。

成果目標

- 平成26年度から平成30年度までの5年間の事業であり、他の商店街等への波及効果が認められた補助事業の割合50%の達成を目指します。
- 各事業においては、来街者数の増加や売上の増加等を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

| | | |
|---|----------------------|------------------------------------|
| 国 | (1)補助 (2/3,1/2以内) | 認定中心市街地活性化基本計画に記載された事業を行う民間事業者等 |
| | (2)補助 (2/3,1/2以内) | 商店街組織 商店街組織とまちづくり会社、NPO法人等との連携体 |
| | (3)補助 (6/10以内) | 全国商店街振興組合連合会 |

事業イメージ

(1) <中心市街地> 機能集約支援

(複合商業施設のイメージ)

<観光・インバウンド>



<都市機能複合整備>



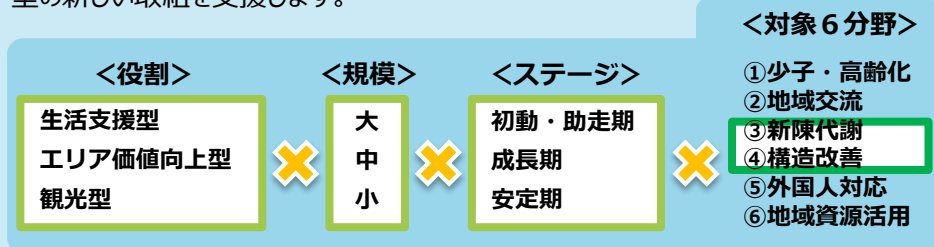
<周辺にない高度機能>



地域産品販売・飲食店・交流スペース等、住民や内外の観光客等のニーズに対応する複合商業施設整備等を支援します。

(2) <商店街> 役割・規模・ステージに合わせた取組支援

商店街の役割・規模・ステージに合わせて行う、対象6分野に関する全国モデル型の新しい取組を支援します。



(3) 全国商店街振興組合連合会支援事業

全国商店街振興組合連合会が実施する、経営改善向上、組合事業に関する知識の普及を図るための教育、情報の提供に関する事業に要する経費を補助します。

環境省



背景・目的

パリ協定の採択を受け、中期的・長期的な温室効果ガス排出の大幅削減や緩和・適応の同時達成に向けた取組の推進が必要。

我が国でも、地球温暖化対策推進法改正により、地方公共団体実行計画（以下「実行計画」という。）の記載事項として「都市機能の集約の促進」が明記され、「地球温暖化対策計画」（平成28年5月13日閣議決定）でも、「都市のコンパクト化」が掲げられた。

また、同計画では、地方公共団体に対し、地域の事業者・住民との協力・連携の確保に留意して再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）の最大限の導入を目指すことや、地域資源である再エネを活用しながら地域活性化や生物多様性保全等の地域課題に応える低炭素型の都市づくりを求めている。

これらを踏まえ、再エネを活用した温室効果ガス排出削減や気候変動リスク増大の防止を図る都市モデルの構築は喫緊の課題。

事業概要

地方公共団体が実行計画の重点施策に位置づける事業の計画策定や実現可能性調査の費用を支援する。合わせて、より多様な地域に適用可能な事業計画策定のノウハウ等を取りまとめ、制度化も見据えた検討を行う。

（1）都市機能集約及びレジリエンス強化の両立モデル事業

地方公共団体が地域の排出削減に関連する行政計画（都市計画・低炭素まちづくり計画等）との整合を図りつつ、都市機能集約及びレジリエンス強化を図る事業。

（2）地域資源を活用した環境社会調和型の再エネ事業

地方公共団体と地元企業等がコンソーシアムを形成し、ポテンシャル・費用対効果・地域の理解・環境影響にも配慮しつつ、自然的社会的に持続可能な形で再エネを拡大する連携事業。

事業スキーム

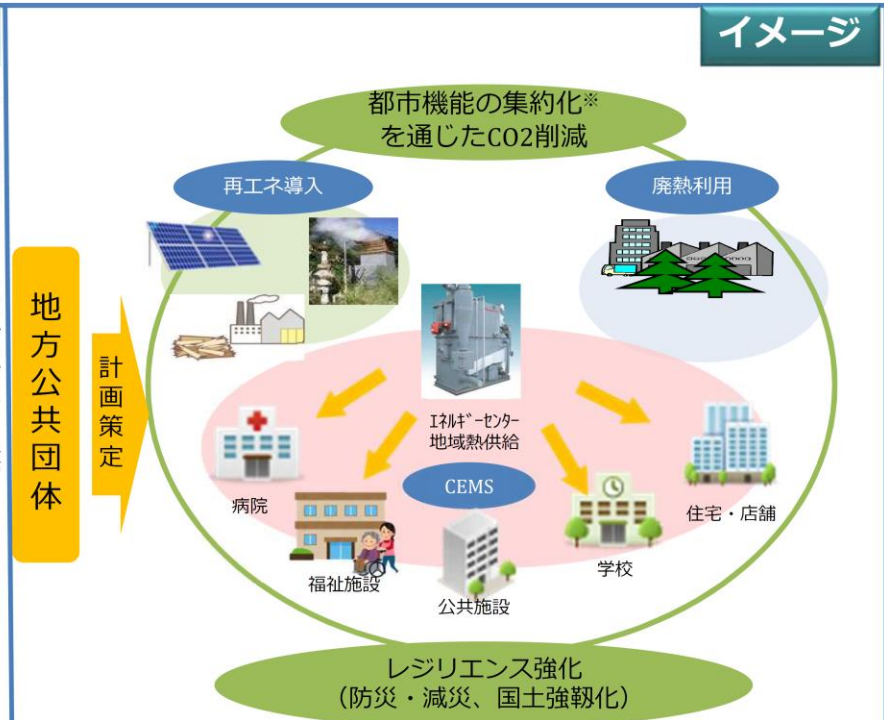
※（2）の委託対象については、地方公共団体とコンソーシアムを形成する者に限る。

（1）委託対象：民間団体等、実施期間：平成29～31年度

（2）委託対象：民間団体等、実施期間：平成30～31年度

事業目的・概要等

イメージ



※公共施設等総合管理計画、立地適正化計画等を通じた都市機能の集約、ハザードマップを考慮した都市計画の見直し等を想定

期待される効果

地球温暖化対策計画に即した地域の低炭素化と気候変動による影響を加味した防災・減災等が、都市機能の集約の拠点形成や土地利用の在り方の見直しとともに一体的に進められ、長期的な温室効果ガスの排出に係るロックインを回避できる脱炭素かつレジリエントな都市・地域づくりのモデル事例を各年度3件程度形成。地域主導で官民連携により再エネの大量導入を図る計画の事例を2年度かけて3か所程度形成。

事業名称

LRT沿線の低炭素化促進事業

宇都宮市の概要

人口：52.0万人／22.3万世帯（H30.2.1時点）
面積：416.85km²
予算：H30年度一般会計当初予算 2,218億円

1. 概要

LRT導入を、単に、市民の足としての公共交通の導入、と捉えるのではなく、都市の低炭素化・レジリエンス強化に弾みをつけ、さらに、人材誘致・企業誘致に向けた都市の魅力・競争力強化を行うためのチャンスであると捉え、LRT導入とあわせて沿線一体で実施すべき事業の検討及び実現可能性を調査したもの

2. 特徴

エリアの低炭素化

トランジットセンター（交通結節点）及びその周辺街区、末端交通など、LRTに関連するさまざまな事業を徹底的に低炭素化することで、利便性を確保しつつ、市の温室効果ガス削減目標（2013年度比27%）達成に貢献する。

エリアのレジリエンス強化

大規模災害（東日本大震災・首都直下地震規模）が発生し、ライフラインが寸断された場合にも、エネルギー供給を継続できるような仕組みを導入することにより、都市機能の低下を最小限に抑え、迅速に回復できるようにする。

※これは、気候変動に伴う災害増加への適応策としての意味も持つ。

エリアの魅力・競争力の向上

LRT沿線を、環境に配慮したエコなエリア、日々の生活やビジネスを行う上で災害に強い安全なエリアとし、市内外の住民や企業に選ばれるエリアとすることで、市街地の集約化を促進する。

3. 成果（試算に基づく想定値）

- LRT整備によるCO₂削減効果：7,000 t
- LRT沿線の低炭素化促進事業によるCO₂削減効果：3,358t
(本調査で検討したモデルケースによる効果を試算したもので、検討したモデルケースを沿線一体に水平展することで、更なる削減効果が期待できる。)
- 市街地の集約化によるCO₂削減効果：4,473t
(宇都宮市「ネットワーク型コンパクトシティ形成ビジョン」における都市拠点・地域拠点及びLRT沿線の昼間・夜間人口が5%増加すると見込んだ試算値。)

実行計画（区域施策編）における本市独自施策による必要削減量（9万t）の約16%に相当。

各事業効果の評価結果

| 事業 | CO2削減効果 | | 事業採算性 | | レジリエンス強化の効果 | 社会的効果 | 総合評価 |
|----------|---------|-------|--------|----|-------------|-------|------|
| | 削減量 | 費用対効果 | コスト・収益 | 主体 | | | |
| ①TC | △ | △ | △ | 市 | ◎ | ◎ | ○ |
| ②周辺街区 | ◎ | ○ | ○ | 民間 | ○ | ○ | ◎ |
| ③モーダルシフト | △ | ○ | ◎ | 民間 | ○ | ○ | ○ |
| ④末端交通 | △ | △ | ○ | 民間 | ○ | ○ | ○ |
| ⑤地域電力 | ○ | ◎ | ◎ | 民間 | ○ | ○ | ◎ |

イメージ図・写真

①トランジットセンター（TC）

トランジットセンター（交通結節点）に、太陽光発電などの再生可能エネルギーや蓄電池・燃料電池等を活用した自立分散型エネルギーを導入する。

②トランジットセンター周辺街区

TC周辺街区に、コジェネレーションやエネルギーマネジメントシステムを導入することで、エネルギーの融通、エネルギー利用の高効率化・最適化を図る。

③モーダルシフト

自動車による貨物輸送（宅配を想定）の一部をLRTに転換することで、旅客のみならず貨物のモーダルシフトを実現する。

④末端交通

TCからの末端交通に、低炭素で利便性の高い輸送手段（EV・FCVバス、シェアサイクル）を導入。これらを災害時における移動手段や移動型蓄電池として活用することで、レジリエンス強化を目指す。

⑤地域電力

市の廃棄物発電等、市内の再生可能エネルギー発電設備を電源として調達する地域電力会社（地域PPS）を設立し、同社がLRTの電力を供給する仕組みを構築する。これにより、大手電力会社の電気を調達した場合に比べ、温室効果ガスの削減を目指す。また、市域エネルギー自給率向上を通じ、地域のレジリエンス強化を目指す。

事業名称

平成29年度 都市機能の集約化の核となる市有施設等でのエネルギー設備導入事業等に関する可能性調査

北九州市の概要

人口：949,911人／428,798世帯（H30.1時点）
 面積：491.95 km²
 予算：平成29年度一般会計予算 5,628億円

1. 概要

北九州市は、コンパクトなまちづくりの核となる複数の市有施設（＝コア施設）において、再生可能エネルギー導入を中心としたエネルギー対策（本市に豊富に賦存する水素エネルギーの活用を含む。）を実施するとともに、各コア施設のエネルギー需給を群管理する新たなビジネスモデルの社会実装を実現することで、CO2削減とレジリエンス強化の両立を先導するコアモデルの早期構築を目指している。

本調査事業は、エネルギー設備導入事業及びエネルギー・リソース・アグリゲーション事業の実現可能性を検討したものである。

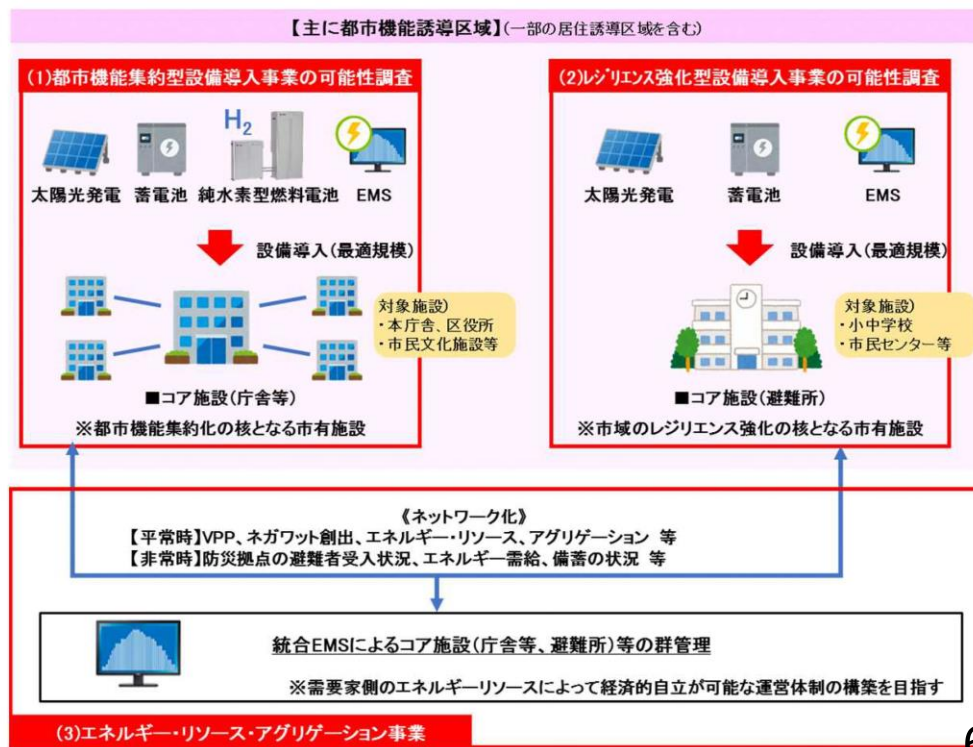
2. 特徴

- ・まちづくりの先導性や市民への高い情報発信力が期待される市有施設においてエネルギー効率向上とエネルギーセキュリティ強化の方策・効果を具体的に示した点は、本市が長期的視点で取り組む都市機能集約及びレジリエンス強化に向けた具体的な動き出しに相当するもの。
- ・民間取組の呼び水となることで、都市機能集約及びレジリエンス強化の推進に貢献する。
- ・公共施設群を対象としたエネルギー対策事業であることから、他のあらゆる地域において適用可能な取組と言えるが、事業性向上の観点から、比較的大規模な公共施設を複数有する大都市において特に適用性が高い。

3. 成果（試算に基づく想定値）

事業対象の全57施設において、太陽光発電及び蓄電池を中心としたエネルギー設備導入事業を実施することで、約1,000t-CO2/年の温室効果ガス削減効果を試算している。

<北九州市が目指すエネルギー設備導入事業等の全体像>



国土交通省

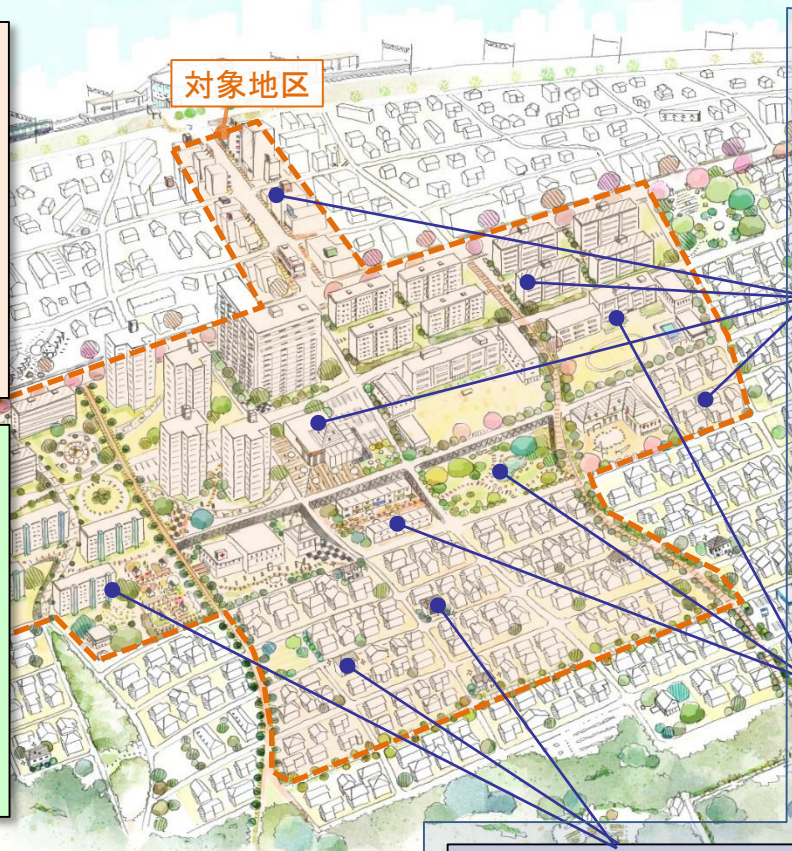
住宅団地再生に係る取組に対する総合支援

良好な居住環境を有するものの急激な高齢化や空き家の発生等が見込まれる住宅団地について、将来にわたり持続可能なまちを形成するため、住宅市街地総合整備事業に、**地域のまちづくり活動、既存ストックを活用した高齢者・子育て世帯の生活支援施設等の整備及び若年世帯の住替えを促進するリフォーム等を総合的に支援**する住宅団地ストック活用型を新たに創設する。

対象住宅団地の要件

- ✓ 5ha以上
- ✓ 入居開始から概ね30年以上経過
- ✓ 高齢化率が著しく高い
- ✓ 住宅戸数100戸以上
- ✓ 公共用地率が概ね15%以上
- ✓ 都市機能誘導区域又は居住誘導区域内※

※立地適正化計画が策定されていない場合は一定の法定計画等への位置づけで代替可能



ハード事業に対する支援

高齢者支援施設

・子育て支援施設等の整備

高齢者支援施設や子育て支援施設、生活サービス拠点となる施設や住替え窓口（生活支援施設）、共同住宅の改修による整備を支援〔国費率1/3〕



地区公共施設等の整備

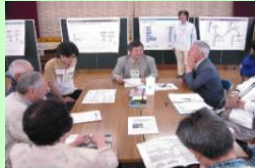
公共空間のバリアフリー化や既存公共施設・コミュニティ施設等の改修による整備、公園・緑地・広場等の整備を支援〔国費率1/3〕



ソフト事業に対する支援

整備計画策定、協議会活動等

地方公共団体・公的主体・民間事業者等で構成される協議会の計画策定や活動支援〔国費率1/3〕



循環利用住宅の整備

既存住宅のインスペクションや一定の要件で性能向上リフォーム工事を支援〔国費率1/3〕



コンパクトなまちづくりを推進するため、立地適正化計画等の計画策定や、医療、福祉施設等の集約地域への移転促進、移転跡地の都市的土地利用からの転換等に対する支援を行う。

■ 計画策定の支援

対象計画：①立地適正化計画
②PRE活用計画
③広域的な立地適正化の方針
④低炭素まちづくり計画

補助対象者（直接補助:1/2）
 ➢ 地方公共団体（①～④）
 ➢ PRE活用協議会（②のみ）
 ➢ 鉄道沿線まちづくり協議会（③のみ）

■ コーディネート支援

専門家の派遣等を通じて以下の取組を支援
 - 計画策定に向けた合意形成
 - 計画に基づく各種施策の推進のための合意形成

補助対象者(直接補助:1/2)
 ➢ 地方公共団体
 ➢ 民間事業者等
 補助対象者(間接補助:1/3)
 ➢ 民間事業者等

■ 誘導施設等の移転促進の支援

誘導施設等の跡地の除却処分・緑地等整備の支援
 - 医療施設、社会福祉施設等（延床面積1,000㎡以上）
 - 商業施設（上記と一体的に立地するもの）

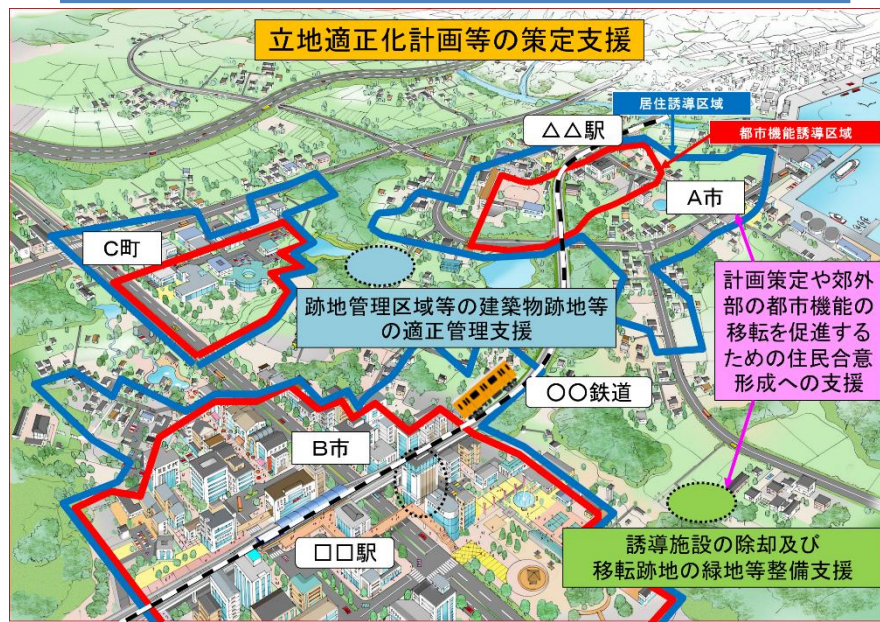
補助対象者(直接補助:1/2)
 ➢ 地方公共団体
 ➢ 民間事業者等
 補助対象者(間接補助:1/3)
 ➢ 民間事業者等

■ 建築物跡地等の適正管理支援

立地適正化計画に跡地等管理区域として位置付けられた区域等における建築物跡地等の適正管理を支援
 - 跡地等の適正管理に係る方策を検討するための調査
 - 跡地等管理協定を締結した建築物跡地等の管理のための 専門家派遣及び管理上必要な敷地整備

補助対象者(直接補助:1/2)
 ➢ 地方公共団体
 ➢ 民間事業者等
 補助対象者(間接補助:1/3)
 ➢ 民間事業者等

コンパクトシティ形成支援事業の概要



平成30年度 追加事項

- 「立地適正化計画」の策定の支援対象の要件に、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく地域公共交通網形成計画の作成を検討すること」及び「定量的な目標値として人口密度等に関する目標値及び公共交通利用者数等に関する目標値を記載すること」を追加する。

- 内閣府(地方創生推進事務局)と連携して、人口減少、地域経済縮小等の課題をかかえる地方において、都市構造の再構築と、地域の稼ぐ力の向上に積極的に取り組もうとする自治体を「地方再生コンパクトシティ」のモデル都市として、32都市を選定。平成30年度からハード・ソフト両面から3年間重点的に支援する。

【モデル都市選定の狙い】

- ・地方再生のモデルとなる32都市を選定
 - ▶ 空き店舗対策、城下町の再生等にハード、ソフト両面から総合的な取組
 - ▶ 官民連携のもと、民の力を最大限引きだし、地域の「稼ぐ力」の再生する取組
- ・以下の支援メニューによる集中支援により、概ね3年以内に、目に見える形で都市の再生を達成

【支援メニュー】

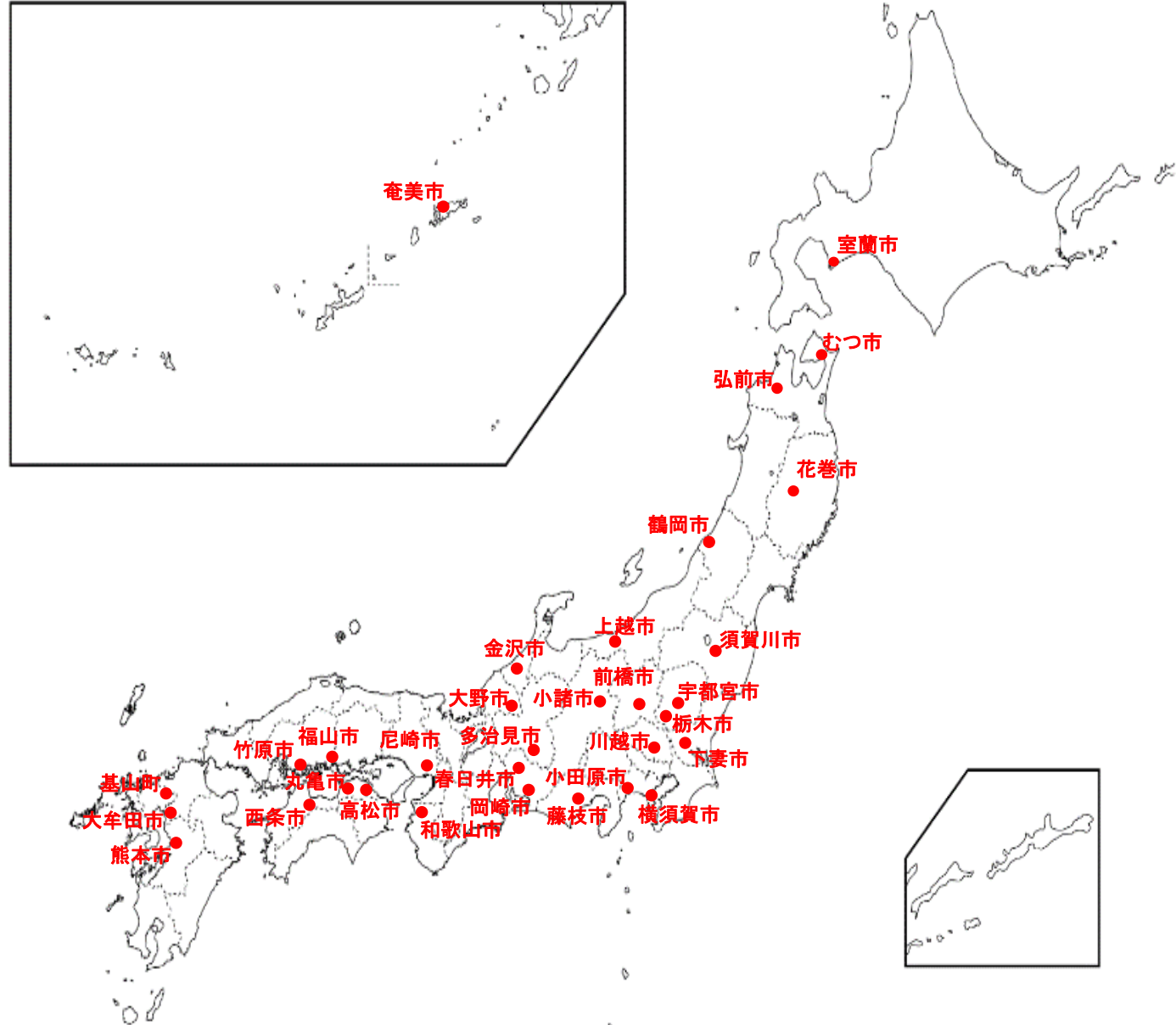
ハード: 都市のコンパクト化、賑わい拠点形成、空き地の再編等 等
社会資本整備総合交付金
(都市再構築事業、都市公園・
緑地等事業等)

ソフト: 地域ブランドの形成、プロモーション、
起業支援 等
地方創生推進交付金(内閣府)
民間まちづくり活動促進・普及啓発事業
UR都市機構による人・ノウハウの支援 等



地方再生コンパクトシティのモデル都市(32都市)

| ブロック | 都道府県 | 市町 | 人口 |
|--------|------|--------|---------|
| 北海道・東北 | 北海道 | 室蘭市 | 88,585 |
| | 青森県 | 弘前市 | 177,549 |
| | | むつ市 | 58,506 |
| | 岩手県 | 花巻市 | 97,771 |
| | 山形県 | 鶴岡市 | 129,630 |
| 関東 | 福島県 | 須賀川市 | 77,458 |
| | 茨城県 | 下妻市 | 43,334 |
| | 栃木県 | 宇都宮市 | 518,761 |
| | | 栃木市 | 159,267 |
| | 群馬県 | 前橋市 | 336,199 |
| | 埼玉県 | 川越市 | 350,327 |
| | 神奈川県 | 横須賀市 | 406,686 |
| | | 小田原市 | 194,174 |
| 長野県 | 小諸市 | 42,536 | |
| 北陸 | 新潟県 | 上越市 | 197,026 |
| | 石川県 | 金沢市 | 465,810 |
| 中部 | 岐阜県 | 多治見市 | 110,465 |
| | 静岡県 | 藤枝市 | 143,658 |
| | 愛知県 | 岡崎市 | 381,031 |
| | | 春日井市 | 306,599 |
| 近畿 | 福井県 | 大野市 | 33,128 |
| | 兵庫県 | 尼崎市 | 452,571 |
| | 和歌山県 | 和歌山市 | 364,285 |
| 中国 | 広島県 | 竹原市 | 26,440 |
| | | 福山市 | 465,004 |
| 四国 | 香川県 | 高松市 | 420,943 |
| | | 丸亀市 | 110,063 |
| | 愛媛県 | 西条市 | 108,244 |
| 九州 | 福岡県 | 大牟田市 | 117,413 |
| | 佐賀県 | 基山町 | 17,494 |
| | 熊本県 | 熊本市 | 741,115 |
| | 鹿児島県 | 奄美市 | 43,184 |



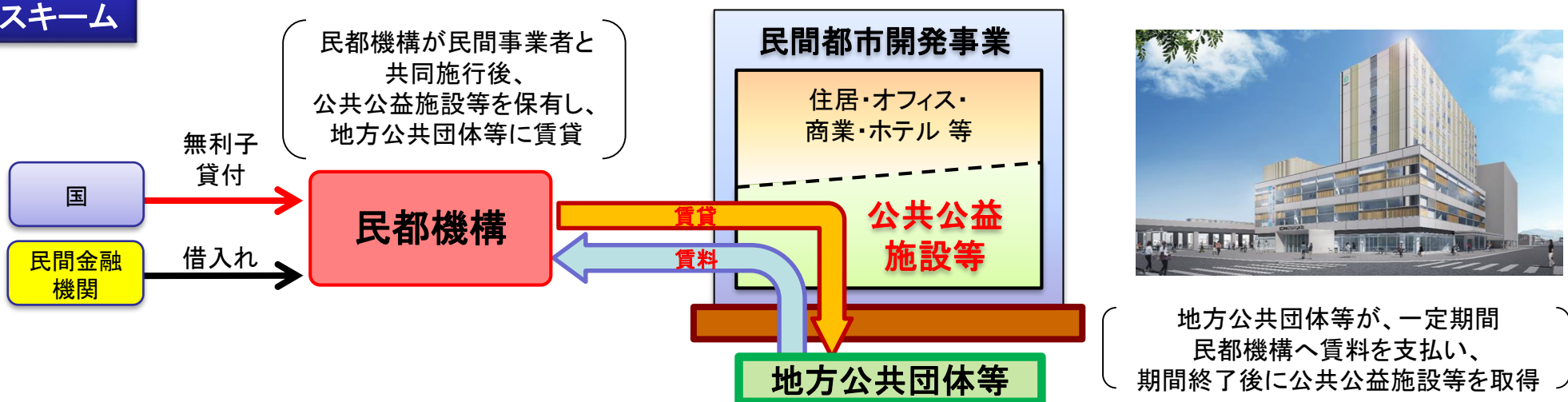
公共公益施設の再編等への金融支援

課題

○地方自治体にとって、老朽化・拡散した公共公益施設の更新・再編等は喫緊の課題であり、その際、民間資金・ノウハウを活用して整備を行うことが有効である。

○一方、公共公益施設等は他の施設と比べて低収益となる傾向があることなどから、大都市中心部を除き、リスクを引き受けることができる民間事業者が限られ、事業が円滑に進まないことが多い。

スキーム



関係者の主なメリット

- 自治体 ○公共公益施設整備に係る費用負担を平準化。
- 民間事業者 ○公共公益施設等を含む複合開発事業に係るリスクを軽減



公共公益施設等の更新・再編を含む
PPP事業を促進するとともに、
コンパクト・プラス・ネットワークを推進

主な要件

- 事業区域が、立地適正化計画において位置付けられた都市機能誘導区域内にあること※
 - 事業全体の区域面積 : 500㎡以上
 - 事業全体の延床面積 : 原則2,000㎡以上(緩和措置あり)
- ※ 東京都特別区、武蔵野市、三鷹市、川口市、横浜市、川崎市、京都市、大阪市、堺市、守口市、東大阪市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、名古屋市等については、この限りでない。
- なお、東京都特別区、大阪市、名古屋市旧市街地については、建物用途制限あり。

支援内容

- 民都保有期間 : 原則上限20年(20年超は応相談)
- 民都持分上限 : 民間都市開発事業全体の「総事業費の50%」又は「公共施設等整備費」のうち、いずれか少ない金額に相当する持分
- 民都保有期間終了後 : 地方公共団体等は、当該施設を取得可能※
※当初契約時に、最終的な譲渡先・条件を取り決め

背景・必要性

人口増加社会では、都市計画に基づく規制を中心に開発意欲をコントロール

⇒人口減少社会では、開発意欲が低減し望ましい土地利用がなされない

都市のスポンジ化※ → コンパクト・プラス・ネットワークの推進に重大な支障

※都市のスポンジ化：都市の内部で空き地、空き家等の低未利用の空間が、小さな敷地単位で時間的・空間的にランダムに相当程度の分量で発生する現象

- 空き地(個人所有の宅地等に限定)は約44%増(約681km²→約981km²:大阪府の面積の約半分)(2003→2013年)
- 空き家は約50%増(約212万戸→約318万戸:ほぼ愛知県全域の世帯数)(2003年→2013年)

- ・ 生活利便性の低下
- ・ 治安・景観の悪化
- ・ 地域の魅力(地域バリエーション)の低下



要因と対策のコンセプト

- ・ 地権者の利用動機のみしき
→低未利用地のまま放置
- ・ 「小さく」散在する「低未利用地の使い勝手」の悪さ

- ⇒ スポンジ化が一層進行する悪循環
- 行政から能動的に働きかけ、コーディネートと集約により土地利用(所有と利用の分離)
- 地域コミュニティで考えて身の回りの公共空間を創出(まずは使う)
- 官民連携で都市機能をマネジメント

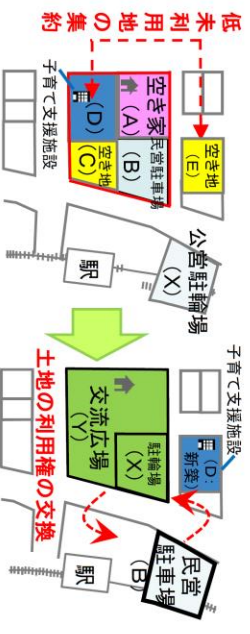
「経済財政運営と改革の基本方針2017」「未来投資戦略2017」「新しい経済政策パッケージ」, 「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」において、都市のスポンジ化対策、未利用資産の有効活用等を措置するよう位置付け

法案の概要

都市のスポンジ化対策 (都市機能誘導区域、居住誘導区域を中心に)

コーディネート・土地の集約

- 「低未利用土地権利設定等促進計画」制度の創設
- 低未利用地の地権者等と利用希望者とを行政がコーディネートし、所有権にこだわらず、複数の土地や建物に一括して利用権等を設定する計画を市町村が作成
- ※所有者等探索のため市町村が固定資産課税情報等を利用可能



〔(税) 登録免許税・不動産取得税の軽減〕

- 都市再生推進法人(まちづくり団体等)の業務に、低未利用地の一時保有等を追加

〔(税) 所得税等の軽減〕

- 土地区画整理事業の集約換地の特例
- 低未利用地を柔軟に集約し、まちの顔となるような商業施設、医療施設等の敷地を確保

〔(予算) 都市開発資金貸付け
〔(都市開発資金の貸付けに関する法律)〕

- 市町村は、低未利用土地利用等指針を作成し、低未利用地の管理について地権者に勧告が可能に

身の回りの公共空間の創出

- 「立地誘導促進施設協定」制度の創設
- 交流広場、コミュニティ施設、防犯灯など、地域コミュニティやまちづくり団体等が共同で整備・管理する施設(コモンズ)についての地権者による協定(承継効力)
- 〔(税) 固定資産税の軽減〕
- ※ 周辺地権者の参加を市町村長が働きかけ



▲空き地や空き家を活用して交流広場・コミュニティ施設等を整備・管理



*長野市「ハライオ大門」

*活性化施設(イメージ)

- 「都市計画協力団体」制度の創設
- 都市計画の案の作成、意見の調整等を行う住民団体、商店街組合等を市町村長が指定
- (身の回りの都市計画の提案が可能に)

都市機能のマネジメント

- 「都市施設等整備協定」制度の創設
- 民間が整備すべき都市計画に定められた施設(アクセス道路等)を確実に整備・維持
- 誘導すべき施設(商業施設、医療施設等)の休廃止届出制度の創設
- 市町村長は、商業機能の維持等のため休廃止届出者に助言・勧告

都市の遊休空間の活用による安全性・利便性の向上

公共公益施設の転用の柔軟化、駐車施設の附置義務の適正化、立体道路制度の適用対象の拡充等を措置

【目標・効果】

- 低未利用地の利用を促進し、都市内遊休空間を賢く使うことで、民間の担い手による魅力的なまちづくりを実現
- (KPI) ・ 低未利用土地権利設定等促進計画の作成: 約35件(2019~2023) [2019: 3件 / 2023: 15件]
- ・ 立地誘導促進施設協定の締結: 約25件(2019~2023) [2019: 3件 / 2023: 10件]
- ⇒ 立地適正化計画を作成・公表した市町村のうち、今後10年間に、居住誘導区域に占める低未利用地の割合が、現状維持又は低下した市町村の割合: 7割以上

※地方公共団体への意向調査等をもとに推計